

平成27年7月1日

答申第560号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK経営委員会の求めに対し、2013年9月24日の委員会でNHK執行部が提出した、受信料制度の見直しについての回答文書」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書がNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項2号の不開示情報に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、NHK内の審議、検討に関する情報であって、開示することによりその審議、検討が円滑に行われることを阻害するおそれがあるため、規程第8条1項2号に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項2号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年7月1日（第220回審議委員会）

第576号諮問、審議、答申